



申告の準備はお早めに！

2月16日から始まります 所得税の確定申告と 市・県民税の申告相談

所得税の確定申告の受付

期間 2月16日(水)～3月15日(火)
(土・日を除く)

時間 午前9時～午後5時

会場 市民文化会館(昭和町1)

税務署庁舎(名田町)では、申告書などの提出はできますが、作成指導や相談業務は行っていません。

e-Taxをご利用ください

*e-Tax(イータックス)は、インターネットを利用して国税の申告などができるシステムです。

*最高5,000円の税額控除(一人1回限り)を受けることができます。

*住民基本台帳カード(無料)と電子証明書(500円・有効期限3年)の取得が必要です。確定申告開始後は、窓口が混雑しますのでお早めにご準備ください

問合せ先 市民課 ☎35-3496

《e-Tax体験コーナーを開設!》

期間 2月16日(水)～3月15日(火)
(土・日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

設置場所 市役所地下市民ホール、国府支所、久々野支所(住基カード、電子証明書、USBによる記録媒体が必要です)

市・県民税の申告相談

期間 2月16日(水)～3月15日(火)
(土・日を除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

会場 市役所地下市民ホール、および各支所

相談会場	相談日(土・日を除く)
市役所本庁	2月21日(月)～3月15日(火) 3月5日(土)・12日(土)
丹生川支所	3月7日(月)～15日(火)
清見支所	2月16日(水)～22日(火)
荘川支所	2月28日(月)～3月4日(金)
一之宮支所	2月16日(水)～2月21日(月)
久々野支所	2月23日(水)～3月2日(水)

相談会場	相談日(土・日を除く)
朝日支所	3月8日(火)～3月15日(火)
高根支所	3月1日(火)～3月7日(月)
国府支所	2月16日(水)～3月1日(火)
上宝支所	3月2日(水)～3月15日(火)

*市役所本庁での申告相談は2月21日(月)から始まります。

*市が行う今回の申告相談から、肉用牛に関する申告、土地・建物と株の譲渡所得、住宅借入金等特別控除(平成22年居住分)、青色申告、平成21年分以前の確定申告はお受けできません。相談が必要な場合は、市民文化会館、または無料税務相談所(市役所地下市民ホール 2月16日～18日)でお願いします。

*支所での開催日以外の日は、市・県民税申告、または確定申告書の預かりのみ可能です。

*清見、荘川、朝日、高根支所は、地区ごとに申告相談日を設けていますのでご協力ください。

*市役所地下市民ホールでは、3月5日(土)と12日(土)の2日間、午前9時～午後4時まで開設します。

*申告書は、ご自分で記入していただき税務署へ郵送することも可能です。国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。

確定申告書等作成コーナー **検索**
クリックしてください。

*申告期限が近づくと、窓口は大変混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。

確定申告が必要な方

- ◇事業をしている方
- ◇不動産収入のある方
- ◇土地や建物を売った場合など
- ◇給与所得者で収入が2,000万円を超える方

◇給与所得や退職所得以外に各種所得で20万円を超える所得がある方(20万円以下の場合、市への申告は必要)

◇2カ所以上から給与などを受けて年末調整をされていない方など

申告すると所得税が戻る方

確定申告の必要がない給与所得者等でも、次のいずれかに該当すると納めた所得税の一部が戻ることがあります。この還付申告は、2月15日以前でも提出することができます。

◇年の中途に退職し、その後就職せず年末調整をしていない方

◇多額の医療費を支払われた方(保険金・一時金・高額療養費などで補てんされる金額を除いた医療費が10万円、または総所得の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合)

◇金融機関などから借入れをして住宅を取得、または増改築した方など

要介護認定者の障害者控除

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上の要介護認定者で一定の要件に該当する方は、税法上の障害者控除の対象になります。

申請により認定書を発行しますので、確定申告の際に添付し控除を受けてください。

問合せ先 高年介護課 ☎35-3181

国保・後期高齢者医療に加入の方へ

低所得世帯の場合に保険料が減額されることがあります。所得がない方も申告されないと、保険料が減額できない場合がありますので、必ず申告をお願いします。

問合せ先 市民課 ☎35-3495

問合せ先 高山税務署 ☎32-1020
税務課 ☎35-3136